

## 医学部規則

(平成16年4月1日制定)

(平成16年島大医学部規則第1号)

(趣旨)

第1条 島根大学医学部（以下「本学部」という。）における組織、修業年限、在学年限、教育課程、履修方法、課程修了の認定等については、学則（平成16年島大規則第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育上の目的)

第1条の2 医学部は、国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ、科学的探究心を持ち、医療、医学、看護学及び地域社会の発展に寄与し、人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。

(学科)

第2条 本学部に医学科及び看護学科を置く。

(附属施設)

第2条の2 本学部に次の附属施設を置く。

情報ネットワークセンター

(講座)

第3条 本学部に講座を置く。

- 2 医学科の講座を、教育及び研究を円滑に運営するため、基礎医学系、臨床基礎医学系、社会医学系及び臨床医学系の4系列に分ける。
- 3 前項に規定する基礎医学系、臨床基礎医学系及び社会医学系を基礎系と称し、臨床医学系を臨床系と称する。
- 4 講座及び第2項の講座系列は、別表に掲げるとおりとする。

(附属教育研究施設)

第4条 本学部に、附属の教育研究施設として附属病院を置く。

(編入学者、再入学者及び転入学者の修業年限)

第5条 学則第9条第2項の規定により入学を許可された医学科3年次編入学者の修業年限は、4年とする。

- 2 学則第9条の2の規定により入学を許可された医学科2年次編入学者の修業年限は、5年とする。
- 3 学則第10条第2項及び第12条の規定により入学を許可された者の修業年限は、当該志願者の合否を決定するときに、教授会の議を経て決定する。

(在学年限)

第6条 医学科の在学年限は、12年を超えることができない。ただし、各年次にあつては、3年を限度とし、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

- 一 2年次 1年次及び2年次を通算して5年
- 二 3年次 1年次から3年次を通算して7年
- 三 4年次 1年次から4年次を通算して9年
- 四 5年次 1年次から5年次を通算して11年
- 五 6年次 1年次から6年次を通算して12年
- 2 看護学科の在学年限は、8年を超えることができない。
- 3 医学科3年次編入学者の在学年限は、8年を超えることができない。ただし、各年次にあつては、3年を限度とし、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

- 一 4年次 3年次から4年次を通算して5年
- 二 5年次 3年次から5年次を通算して7年
- 三 6年次 3年次から6年次を通算して8年
- 4 医学科2年次編入学者の在学年限は、10年を超えることができない。  
ただし、各年次にあつては、3年を限度とし、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

- 一 3年次 2年次から3年次を通算して5年
- 二 4年次 2年次から4年次を通算して7年
- 三 5年次 2年次から5年次を通算して9年
- 四 6年次 2年次から6年次を通算して10年
- 5 学則第10条第2項及び第12条の規定により入学を許可された者の在学年限の通算については、別に定める。

(教育課程)

第7条 本学部の授業科目は、基礎科目、教養育成科目及び専門教育科目とする。

- 2 医学科の授業科目の名称、単位数又は時間数及び履修年次並びに必修科目、選択科目又は自由科目の別は、別に定める。
- 3 看護学科の授業科目の名称、単位数及び履修年次並びに必修科目、選択科目又は自由科目の別は、別に定める。
- 4 前2項に定める履修年次の授業科目以外の授業科目の履修については、別に定める。

(単位の計算方法)

第8条 基礎科目、教養育成科目及び医学科専門教育科目のうちの専門基礎科目並びに看護学科の専門教育科目に属する授業科目の単位の計算方法は、別に定める。

(編入学者、再入学者及び転入学者の入学前の既修得単位の取扱い)

第9条 学則第9条から第12条までの規定により入学を許可された者の入学前の既修得単位の認定については、医学部長は、その全部又は一部を本学部において修得した単位として認定することができる。

(授業科目履修の認定)

第10条 医学科の授業科目履修の認定は、試験その他の審査により、各学年末に行う。

- 2 看護学科の授業科目履修の認定は、試験その他の審査により、各学期末に行う。
- 3 前2項の試験及び審査の方法並びに成績の評価については、別に定める。

(課程修了の認定)

第11条 医学科の課程修了の認定は、医学科に6年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分に従い履修し、試験に合格した者について、教授会の議を経て行う。

2 看護学科の課程修了の認定は、看護学科に4年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分および単位数に従い修得した者について、教授会の議を経て行う。

3 医学科3年次編入学者の課程修了の認定は、医学科に4年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分に従い履修し、試験に合格した者について、教授会の議を経て行う。

4 医学科2年次編入学者の課程修了の認定は、医学科に5年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分に従い履修し、試験に合格した者について、教授会の議を経て行う。

(履修に関するその他の事項)

第12条 第5条から前条までに定めるもののほか、履修に関し必要な事項は別に定める。

(関連教育病院)

第13条 医学部長は、本学部における臨床教育を充実させるため、必要に応じ関連教育病院を定めることができる。

(公開講座)

第14条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学部公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 島根大学学則(平成16年学則第2号)附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日において島根医科大学医学部(以下「旧島根医科大学医学部」という。)に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成16年4月以降に在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者(以下「編入学者等」という。)が旧島根医科大学医学部を卒業するために必要であった教育課程の履修は島根大学医学部が行うものとし、在学者及び編入学者等の教育課程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成22年11月10日から施行する。

附 則

この規則は，平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成23年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成24年7月4日から施行し，平成24年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成26年2月7日から施行する。ただし、別表の地域・老年看護学の規定は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の島根大学医学部規則別表の地域医療政策学の規定は、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年12月2日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月6日から施行し、改正後の島根大学医学部規則別表のリハビリテーション医学講座の規定は、平成29年2月2日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年1月5日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年6月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月6日から施行し、令和3年10月1日から施行する。

別表

講座	
(医学科)	
基礎医学系	解剖学 生理学 生化学 生命科学
臨床基礎医学系	薬理学 病理学 微生物学 免疫学 免疫精神神経学（共同研究講座）
社会医学系	法医学 環境保健医学 医療情報学 医学英語教育学
臨床医学系	内科学 皮膚科学 小児科学 外科学 整形外科学 脳神経外科学 泌尿器科学 精神医学 産科婦人科学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 眼科学 放射線医学 麻酔科学 緩和ケア 歯科口腔外科学 臨床検査医学 救急医学 先進医療電磁工学（共同研究講座）
	<b>Acute Care Surgery</b>
	リハビリテーション医学
	地域医療教育学 地域医療支援学 総合医療学 地域医療政策学
(看護学科)	基礎看護学 臨床看護学

地域・老年看護学

## 医学部看護学科授業科目履修規程

[平成16年4月1日制定]

[平成16年島大医学部規則第39号]

(趣旨)

第1条 この規程は、医学部規則（平成16年島大医学部規則第1号。以下「学部規則」という。）に定めるもののほか、医学部看護学科の授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目の名称等)

第2条 医学部看護学科の授業科目の名称、単位数及び履修年次並びに必修科目、選択科目又は自由科目の別は、別表第1に掲げるとおりとする。

(授業科目履修届)

第3条 学生は、別表第1に掲げる授業科目のうち、必修科目以外の授業科目を履修しようとする場合は、授業科目履修届（別記様式第1号。以下「履修届」という。）を所定の期日までに、医学部長に提出しなければならない。

2 履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消しをしようとする場合は、授業科目履修変更・取消届（別記様式第2号）を所定の期日までに、医学部長に提出しなければならない。

(授業の方法)

第4条 授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第5条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に定める基準により計算するものとする。

一 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。

二 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。

三 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の実験・実習及び実技をもつ



て1単位とする。

(定期試験等)

第6条 定期試験は、各年次の学期末に特別の期間を定めて実施する。

(受験資格)

第7条 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験を受験することができない。

(成績評価)

第8条 成績の評価は、試験の成績に平素の学修及び出席状況を考慮し、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

2 評価の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 秀 100点満点法による100点から90点まで
- 二 優 100点満点法による89点から80点まで
- 三 良 100点満点法による79点から70点まで
- 四 可 100点満点法による69点から60点まで
- 五 不可 100点満点法による59点以下

(追試験)

第9条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けようとする者は、追試験願(別記様式第3号)に疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は、証明書又は理由書を添え、所定の期日までに医学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 追試験は、1回限りとし、期間を定めて行う。

(再試験)

第10条 成績が合格点に達しなかった者については、当該授業科目について、再試験を行うことがある。

2 前項の再試験を受けようとする者は、再試験願(別記様式第4号)を当該授業科目を担当する教員の承認を得て、所定の期日までに医学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 再試験は、1回限りとし、期間を定めて行う。

4 再試験の成績の評価は、60点を限度とする。

(進級の条件)

第11条 1年次及び2年次修了までに履修すべき授業科目のうち、それぞれ3科目以上未履修科目がある場合は進級できない。

(留年者の再履修)

第12条 前条により進級が認められなかった者又は学部規則第11条の規定により全課程の修了を認定された者以外の者(以下「留年者」という。)は、不合格又は無効とされ

た授業科目を再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。

- 2 再履修は、授業科目の担当教員の指示により、原則として1年を単位として行う。
- 3 留年者は、授業科目履修届（留年者用）（別記様式第5号）を所定の期日までに医学部長に提出しなければならない。ただし、提出にあたっては、その内容につき、あらかじめ授業科目の担当教員（嘱託講師の担当する授業科目にあつては、指導教員）の承認を得なければならない。

第13条 留年者が英語を再履修する場合、授業時間が他の授業科目の授業時間と重複するときは、担当教員を変更し、又は学期を変更して履修することができる。ただし、担当教員が外国人教師であった場合は、原則として外国人教師以外の教員に変更することができない。

（履修年次の特例）

第14条 学部規則第7条第4項に定める履修年次の授業科目以外の授業科目を履修することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 2年次から4年次の学生が、当該年次以前開講の未修得科目を履修する場合
- 二 第17条第1項の審査により入学前の既修得単位等の認定を受けた者が、次に定めるところにより次年次開講科目を履修する場合
- イ 1年次 2年次開講の基礎科目及び専門教育科目の専門基礎科目に属する授業科目

- 2 前項第1号及び第2号の履修をしようとする者は、あらかじめ授業担当教員の承認を得て、授業科目履修届（特例用）（別記様式第6号）を医学部長に提出し、許可を得るものとする。
- 3 第1項第3号の履修をしようとする者は、あらかじめ指導教員の承認を得て、授業科目履修届（特例用）（別記様式第6号）を医学部長に提出し、許可を得るものとする
- 4 第1項により履修した授業科目の履修の認定は、各学期末に行う。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第15条 学則第32条に定める履修をしようとする者は、あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て、履修等申請書（別記様式第7号）を医学部長に提出し、許可を得るものとする。

- 2 前項の履修等を修了した者は、成績証明書及び単位修得証明書を提出するものとする。
- （大学以外の教育施設等における学修）

第16条 学則第33条に定める学修をしようとする者は、あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て、履修等申請書（別記様式第7号）を医学部長に提出するものとする。

- 2 前項の学修により単位の認定を受けようとする者は、当該学修の修了証書の写等を提出し、審査を受けなければならない。

（入学前の既修得単位等の認定）

第17条 学則第34条に定める入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、既修

得単位等認定申請書（別記様式第8号）を医学部長に提出し、審査を受けなければならない。

（認定通知）

第18条 医学部長は、第16条第2項及び前条第1項の審査結果を認定通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（教育職員免許状取得のための履修方法）

第19条 学則第37条に定める教育職員免許状取得のための、基礎科目、教養育成科目、養護及び教職に関する科目の履修については、別表第2に掲げるとおりとする。

（細目）

第20条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年9月30日において島根医科大学医学部看護学科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月以降に在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者にあつては、この規則の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年7月6日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する

者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかか

ならず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部看護学科授業科目履修規程別表第1及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第1 (第2条, 第3条関係)

区分	科目・分野		授業科目名	必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		備考	
							前	後	前	後	前	後	前	後		
基礎科目	英語		英語 I A	1			1								必修科目4単位を修得すること。	
			英語 I B	1				1								
			英語 II A	1				1								
			英語 II B	1				1								
	外国語	初修外国語		ドイツ語 I		2		2							ドイツ語 I, フランス語 I, 中国語 I, 韓国・朝鮮語 I は選択必修科目で, いずれか2単位を修得すること。 * ドイツ語 II, フランス語 II, 中国語 II, 韓国・朝鮮語 II は選択科目で, 前期で履修した I と同一科目を履修できる。2単位は最大認定単位数で, 1単位のみ履修も可。	
				ドイツ語 II			2*	2*								
				フランス語 I		2		2								
				フランス語 II			2*	2*								
				中国語 I		2		2								
				中国語 II			2*	2*								
				韓国・朝鮮語 I		2		2								
		韓国・朝鮮語 II			2*	2*										
	ポ ー ツ ・ 文 化 ・ 健 康 ・ ス ポ ー ツ ・ 文 学	健康・スポーツ		健康・スポーツ科学概論 I	2			2							必修科目3単位を修得すること。	
			スポーツ実習 I	1			1									
	情報科学		情報科学	2			2							必修科目2単位を修得すること。		
	数理・データサイエンス		数理・データサイエンス	2			2							必修科目2単位を修得すること。		

区分	科目	分野	必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		備考
						前	後	前	後	前	後	前	後	
教養育成科目	入門科目	人文社会科学分野		10										各分野には複数の授業科目が開講されるので, その中から授業を選択し, 10単位以上修得すること。 ただし, 入門科目・自然科学分野の「細胞生物学」は必修とする。
		自然科学分野												
		学際分野												
	発展科目	人文社会科学分野												
		自然科学分野												
		学際分野												
	社会人力養成科目			*									* 社会人力養成科目は必修単位に含めることはできない。 養護教諭希望者は「日本国憲法」は必修。	



別表第1 (第2条, 第3条関係)

区分	科目	授業科目名	必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		備考		
						前	後	前	後	前	後	前	後			
専 門 教 育 科 目	専 門 教 育 科 目	看護学原論	2			2								必修科目および必修選択科目の合計72単位以上を修得すること。 ただし、3年次前期末までに履修すべき専門科目に未履修科目がある場合は、3年次後期以降の専門科目を履修できない。		
		看護実践基盤技術演習	2				2									
		看護理論入門	1						1							
		看護実践論	2						2							
		療養生活援助技術演習	2						2							
		診療時援助技術演習	1								1					
		看護実践演習	2							2						
		成人看護学概論	2							2						
		成人看護学援助論Ⅰ	2								2					
		成人看護学援助論Ⅱ	2								2					
		老年看護学概論	2							2						
		老年看護学援助論	2								2					
		小児看護学概論	2							2						
		小児看護学援助論	2								2					
		母性看護学概論	2							2						
		母性看護学援助論	2								2					
		精神看護学概論	2							2						
		精神看護学援助論	2								2					
		在宅看護学援助論	2								2					
		地域看護学概論	2						2							
		地域看護学活動論	2							2						
		学校保健**				2			2							**を付した科目は保健師課程の学生は必修とする
		地域健康相談論**				1				1						
		地域診断論**				2					2					
		地域看護活動演習**				1					1					
		公衆衛生看護学演習***				1						1				
		公衆衛生看護管理論***				1							1			
		健康政策論***				1									1	
		看護情報学	2							2						
		看護研究方法論	2								2					
		卒業研究	2										2			
		看護管理論	2												2	
		家族看護論		1											1	家族看護論, 緩和ケア論, クリティカルケア論, 看護理論講読, 看護教育論の選択必修科目の内、いずれか1単位以上を修得。 ただし、養護教諭一種の資格を得ようとする者は「家族看護論」を必修とする。
		緩和ケア論		1											1	
		クリティカルケア論		1											1	
		看護理論講読		1											1	
看護教育論		1										1				
基礎看護学実習	3						3									
成人看護学実習Ⅰ	3								3							
成人看護学実習Ⅱ	3								3							
老年看護学実習Ⅰ	2								2							
老年看護学実習Ⅱ	1									1						
小児看護学実習	2								2							
母性看護学実習	2								2							
精神看護学実習	2								2							
在宅看護学実習	2								2							
公衆衛生看護学実習Ⅰ***				4							4					
公衆衛生看護学実習Ⅱ***				1							1					
早期地域看護学実習	1				1											
看護学総合実習	1											1				
看護管理実習	1											1				
合 計 (卒業要件)													125単位以上を修得すること			
専 門 教 育 科 目	養 護 科 目	養護概論			2			2						養護教諭一種の資格を得ようとする者は必修とする。		
		健康相談論			2				2							



区分	科目	授業科目名	必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		備考
						前	後	前	後	前	後	前	後	

別表第2（第19条関係）

教育職員免許状取得のための履修方法

1. 免許状の種類ごとの基礎資格

免許の種類	基礎資格
養護教諭一種免許状	学士の学位を有すること

2. 教育職員免許法第5条別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目  
（教育職員免許法施行規則第66条の6）の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目		医学部における授業科目			
科目	最低修得単位数	科目区分	授業科目の分類	授業科目	単位数
日本国憲法	2単位	教養育成科目	社会人力養成科目	日本国憲法	2
体育	2単位	基礎科目	健康・スポーツ	健康・スポーツ科学概論Ⅰ	2
				スポーツ実習Ⅰ	1
外国語コミュニケーション	2単位	基礎科目	英語	英語ⅠB	1
				英語ⅡA	1
情報機器の操作	2単位	基礎科目	情報科学	情報科学	2

### 3. 養護及び教職に関する科目の単位の修得方法

#### (1) 養護に関する科目の単位の修得方法

免許の種類	免許法施行規則に定める科目区分		医学部における授業科目	
	科目	最低修得単位数	授業科目	単位数
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4 単位	○ 疫学・保健統計 ○ 公衆衛生学 △ 保健医療福祉行政論	2 2 2
	学校保健	2 単位	○ 学校保健 ○ 地域看護学概論	2 2
	養護概説	2 単位	○ 養護概論	2
	健康相談活動の理論及び方法	2 単位	○ 健康相談論	2
	栄養学(食品学を含む。)	2 単位	○ 栄養と代謝	2
	解剖学及び生理学	2 単位	○ 形態と機能Ⅰ ○ 形態と機能Ⅱ	2 2
	「微生物学, 免疫学, 薬理概論」	2 単位	△ 感染と免疫 △ 薬理と薬剤	2 2
	精神保健	2 単位	○ 精神看護学概論	2
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10 単位	○ 看護学原論 ○ 看護実践基盤技術演習 ○ 看護理論 △ 看護実践論 △ 療養生活援助技術演習 △ 成人看護学概論 ○ 小児看護学概論 △ 小児看護学援助論 ○ 母性看護学概論 △ 在宅看護学援助論 ○ 地域看護学活動論 ○ 家族看護論 ○ 基礎看護学実習 ○ 成人看護学実習Ⅰ ○ 成人看護学実習Ⅱ ○ 小児看護学実習 ○ 母性看護学実習 △ 精神看護学実習	2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 3 3 3 2 2 2
合 計	28 単位			

備考 ○を付した授業科目は教員の免許状取得のための必修科目を、△を付した授業科目は同じく選択科目を表す。

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等		医学部における授業科目	
科目	最低修得単位数	授業科目	必修単位
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原論Ⅱ	2
		教職概論C	2
		教育社会学概説	2
		人格発達心理学概説	2
		特別支援教育	2
		教育課程論	2
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳及び特別活動論	2
		総合的な学習の時間	2
		教育の方法と技術	2
		生徒指導論	2
		教育相談の理論と方法	2
教育実践に関する科目	5	養護基礎実習事前・事後指導	1
		養護基礎実習	2
		養護展開実習事前・事後指導	1
		養護展開実習	2
	2	教職実践演習（養護教諭）	2
		合計単位数	30

(3) 大学が独自に設定する科目の単位の履修方法

免許状の種類	単位数	備考
養護教諭一種免許状	7	最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上修得